

苫小牧市告示第90号

苫小牧市営住宅等の整備基準について

平成25年3月14日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市営住宅等の整備基準に関する条例(平成24年条例第35号。以下「条例」という。)第9条第2項から第5項まで、第10条第3項、第11条及び第12条の市長が定める措置について、次のとおり定める。

- 1 条例第9条第2項の市長が定める措置は、市営住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たす措置とする。
- 2 条例第9条第3項の市長が定める措置は、市営住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の市営住宅以外の市営住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たす措置とする。
- 3 条例第9条第4項の市長が定める措置は、市営住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の市営住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たす措置とする。

- 4 条例第9条第5項の市長が定める措置は、市営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1(3)及び4—2(3)の等級2の基準を満たす措置とする。
- 5 条例第10条第3項の市長が定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たす措置とする。
- 6 条例第11条の市長が定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1(3)の等級3の基準を満たす措置とする。
- 7 条例第12条の市長が定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

#### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。